平成２３年（フ）第７４９号
東京都福生市大字福生677番地２
債務者　福田　篤志
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７５３号
東京都福生市牛浜57番地２コーポ寿栄広105号室
債務者　荒川　一夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７６号
東京都町田市金森820番地第３都営金森３―105
債務者　池田　憲明
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７８２号
東京都羽村市栄町２丁目14番地８グレースマンション栄302
債務者　沼崎　敏夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８１５号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地30棟311号
債務者　山口惠津子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５３６号
神奈川県鎌倉市手広３丁目８番３号　和平ハイツ101
債務者　山崎　佳夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６７号
横浜市港南区芹が谷１丁目11番８―301号
債務者　東　　由起
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
熊本県天草市魚貫町2129番地37
債務者　新川リツミ（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第９４６９号
東京都三鷹市上連雀４丁目22―31―101
債務者　長谷川　豪
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５２４号
東京都昭島市宮沢町２―31―２―203、住民票上の住所東京都立川市富士見町６丁目38―８―409
債務者　村上　雅子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８５号
東京都荒川区西尾久１―25―26―301、住民票上の住所千葉県我孫子市湖北台３丁目10―13
債務者　山川　友康
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６０２号
千葉県浦安市富士見３丁目15―３―203―Ａ
債務者　山田　浩史
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６１８号
東京都葛飾区柴又５丁目14―５―101
債務者　秋葉　松市
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６２８号
東京都台東区東浅草２丁目２―５
債務者　佐藤　幹夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６５５号
東京都品川区中延４丁目１―５―201
債務者　町田たか子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部